

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。
平成26年12月5日

長崎県知事 中村 法道

第1 起業者の名称

佐世保市

第2 事業の種類

相浦地区公共施設整備事業

第3 起業地

- 1 収用の部分 長崎県佐世保市川下町地内
- 2 使用の部分 なし

第4 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

佐世保市役所（企画部政策経営課）

第5 事業の認定をした理由

平成26年10月17日に佐世保市から申請があった相浦地区公共施設整備事業（以下「本件事業」という。）は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

本件事業は、起業者である佐世保市が、長崎県佐世保市川下町に支所及び公民館の機能を有する複合施設を整備するものであり、公民館は法第3条第22号に掲げる「社会教育法（昭和24年法律第207号）による公民館」に、支所は同条第31号に掲げる「地方公共団体が設置する庁舎」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

起業者である佐世保市は、地方公共団体として支所及び地区公民館を設置する権能を有しており、また、本件事業に必要な経費について財源措置を講じていることから、起業者に事業遂行の意思及び能力はあるものと認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

佐世保市は、「第6次佐世保市総合計画」（平成20年3月策定）において、同市の均衡ある発展を図るため、同市内の早岐地域、大野地域及び相浦地域を「地域核」として位置づけ、「佐世保市都市計画マスタープラン」（平成23年3月策定）において「多くの人が訪れる快適で賑わいのあるまちづくり」の基本方針を掲げ、都市機能が集積した利便性の高い「地域核」の形成や、公的な土地利用と併せた賑わいの創出を図る施策を推進している。

しかしながら、「地域核」として位置づけられている相浦地域においては、地域の日常生活を支える役割を担う拠点としての相浦支所（昭和38年建設）及び相浦地区公民館（昭和52年建設）が、老朽化により雨漏りが発生し、その使用に支障をきたしている。また、エレベーターの整備や段差の解消などのバリアフリー化も未対応で、耐震基準も下回っている状況にあるほか、両施設とも駐車場が不足し施設の利用に支障が生じている。

本件事業の完成により上記の支障が解消されることとなり、施設の安全性及び利便性の向上が図られると認められる。

なお、相浦地域の北部に位置していた両施設を、支所機能と地区公民館機能を併せ持つ複合施設として同地域のほぼ中央に集約して整備することにより、相浦地域の核となる施設として地域住民の利便性の向上及び交流の増進のほか、施設の集約整備による建設や維持管理に係るコストの削減など経済的な効果も見込まれている。

これらのことから、本件事業の施行により得られる利益は相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

希少性がある動物、植物については、本件事業の起業地において分布は確認されていない。

また、本件事業の起業地には文化財保護法（昭和25年法律第214号）第93条の規定に基づき指定された周知の埋蔵文化財包蔵地はない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微なものであると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業の施設規模については、起業者は、類似地域の同種の施設との均衡を考慮して適正な施設の規模を算

出して決定している。また、本件事業の起業地の選定に当っては、起業者は、平地で一定規模の面積を有すること及び交流増進を図るため周辺に一定の昼間人口が存することを視点に選定した3箇所の候補地を比較し、地域全体でのバランス、交通アクセス、環境に与える影響、農用地への影響、工事の施工性、経済性等の観点に基づき比較検討を行い、社会的、技術的及び経済的諸条件を満たすものとして総合的に判断し、最も優れているものを選定している。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、(1)で述べた得られる利益と(2)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(3)で述べたように、本件事業の事業計画は合理的であると認められることから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与すると認められる。

したがって、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

現在の相浦支所及び相浦地区公民館は、老朽化、バリアフリー化への未対応及び駐車場の不足による支障が認められるほか、耐震基準を満たしていない状況である。

また、地区住民等から施設整備について要望書が出されている。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用の範囲の合理性

起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であり、また、収用の範囲も、すべて本件事業の用に恒久的に供される部分に限られていることから、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。